

令和7年度歴史講座② 5月31日講義メモ

講師：三浦 明彦氏 会場：熊西市民センター多目的ホール
講座テーマ：大岡忠相(大岡越前守忠相)

文責：中島 浩史

1. 町奉行について

①徳川幕府直轄の町奉行所

- ・江戸：南・北 ※江戸時代まで「大坂」、明治～「大阪」
- ・大坂：東・西 ・秀吉のころは「おおざか」と呼ばれていた
- ・京都：東・西 ※遠国奉行(おんごくぶぎょう)
 - ・長崎 ・奈良 ・日光 ・伏見 ・佐渡 ・伊勢山田
 - ・駿府(南・北)
- ・臨時的に江戸に「中町奉行所」が5代将軍：綱吉のときに設けられていた
⇒「お犬様(生類憐みの令)」や「赤穂浪士の討ち入り」等の大事件が発生
- ・有力大名の藩には、各藩管轄の町奉行所があった
- ・町奉行は「月番制」であった・ひと月ごとに交互に南・北の奉行が担当
- ・当時の江戸の人口は100万人を超え、ロンドンよりも多く、世界一の大都市
⇒時代劇のように町奉行がお白洲に一回一回出てお沙汰を下すことはない

②江戸町奉行は現在でいうと・都知事 ・最高裁判所長官 ・消防庁長官 ・警察庁長官 を兼ねる権限があった

③江戸幕府の組織

- ・老 中：5人 10万石の譜代大名から選出 ※大老：非常時の臨時職(将軍の代理)
- ・若年寄：5人 5万石以上の譜代大名から選出
- ・寺社奉行：1人 1万石以上の徳川家に関係する藩主から選出、宗教関係を担当
- ・町奉行：2人 旗本から選出
- ・勘定奉行：2人 旗本から選出、財務・金融担当
- ※三奉行・寺社奉行、町奉行、勘定奉行を指し、将軍直轄
- ⇒国家的有事(大事件等)の際に「評定所」が開かれ、上記役職者が集って裁定
→赤穂浪士の討ち入り 評定所には学者の室鳩巢らも参加、浪士たちを擁護も
※赤穂浪士の一家は「縁座」として牢獄や遠島対象もあった

④町奉行の組織

- ・町奉行を支える⇒「吟味方与力(ぎんみかたよりき)：与騎」・正規役人
調書を取って、奉行に裁定を進言する ※時代劇では大岡越前の榊原伊織
→拷問等で白状させる与力は無能で、説得して白状させる与力が優秀とされた
南、北に25名ずつ(大坂、京都是20名ずつ)、旗本から選出
黒羽織、袴を着用、二本差し、十手、捕り縄を持つ

戦が始まると軍役義務がある ※戦いでは助っ人として騎馬武者へ(与騎の由来)

・ **同心⇒与力の下で庶務や見回り警備した・・正規役人**

各奉行所に100名ずつ ※同心の例：藤田まことが演じた中村主水

黒羽織を着用するが袴は穿かない、二本差し、十手、捕り縄を持つ

→町人などに変装して尾行捜査を行うため

※番所(自身番)：町の要所要所に設置されていた

→同心が町人鬻に結い直し着替えて、刀を置いて十手をもって捜査へ

「不浄役人」として武家屋敷の侍からは蔑まれた

→武士なのに戦に行かなくてよい ※町の犯罪捜査に専念させるため

給与は低い →30俵二人扶持 ※お目こぼし：袖の下・賄賂を貰うも咎められない

・ **目明し(岡っ引き)⇒同心が実費で手伝いとして雇っていた・・非正規役人(私立探偵)**

一人の同心に1から2名 ※目明しの例：大川橋蔵が演じた銭形平次

目明しの下には、下っ引き ※銭形平次の下っ引き：八五郎

時代劇では「お上から授かった十手」というが、十手は持てなかった

→十手は、今でいう「警察手帳」

※江戸時代では犯人は生かして捕らえるために十手を使った

・・目明しの捕り方：六尺棒・御用提灯・小さな十手・捕り縄

さすまた・袖がらみ・戸板・大八車

⑤ **火付盗賊改め方**

・ **凶悪犯(強盗・放火)盗賊を取り締まる**

町奉行方は武家屋敷や寺社に入れないが、火付盗賊改め方は入っていった

旗本の「御手先組：戦では先頭に立って戦う」より選出

※例：中村吉右衛門が主演した鬼平犯科帳

十手ではなく、刀 →切り捨て御免 ※雲切仁左衛門

2. **大岡越前忠相について**

① **大岡忠相と徳川吉宗との出会い**

・ 三河の旗本の家柄、大岡美濃守忠高の四男として1677年に誕生

・ 10歳の時に同族の大岡忠真のところへ養子となる

・ 1712年、36歳の若さで伊勢山田奉行に任ぜられる

⇒山田奉行所は天領の伊勢神宮と紀州徳川家の飛び地(松坂)との管轄のせめぎあいで訴訟が続いていた

→御三家紀州公の威光を憚って手を付けずにいた訴訟では、忠相は忤度せずに明らかに松坂側に非があると即座に判決

→紀州藩主：徳川頼方(8代将軍：吉宗)が公正な決断に感心したとされる

※徳川頼方(吉宗)・家康の曾孫(父：徳川光貞、母：浄円院の四男)

→越前葛野藩(鯖江)3万石の藩主

→徳川綱吉(家光の四男) ※同じ四男という立場で気に入られたよう

→紀州徳川藩主へ(綱吉から一字拝領して、吉宗に改名)

②大岡忠相の功績

- ・ 囲い米：余剰米を貯えさせていた

⇒江戸時代は稲作のできる場所が限られていた →現在は北海道から沖縄までできる

※享保の大飢饉のときに幕府の蔵から米を配って庶民を救った事件

⇒大森代官の井戸平左衛門が石見銀山領を中心とする困窮民救済のために遠い江戸

までの承認を受けずに振舞った →代官である己がルール違反の責をとって自害

→侍は気骨ある人が多かった：武士道(惻隠の情) 上の者は下の者を救う

- ・ 薩摩芋(唐芋)の作付け推奨：土地のやせた場所でも水の少ない場所でも収穫できる

※中国原産で唐芋と呼ばれ、琉球に伝わっていたが薩摩藩の属国となり、薩摩藩から全国に広まった →薩摩芋でお馴染みに

⇒大岡が学者の青木昆陽に全国普及できないか調査指示 →吉宗に進言

⇒お米に代わる農作物として奨励

- ・ 目安箱の発案：地位、性別等かわらず誰でも投書を可能とした(無記名)

- ・ 小石川養生所：薬や診察のほか、手術も無料で受けられた

⇒町医者が目安箱に、庶民は医者に診てもらえない現況を鑑み、誰でも診療を受けられて、投薬など処方できる体制を願い出、それを受けて吉宗に進言

※奈良時代の光明皇后が孤児や病者の救済を目的にした悲田院・施薬院を設けた

- ・ 火除け地：明歴の大火をきっかけに移動させたりして空地を確保

⇒類焼を防ぎ、非難する場所として設けられ、普段は町民のレクリエーションの場へ

※「火事とお喧嘩は江戸の華」

当時は家が立て込み、瓦ぶきの屋根ではなく木造建築であった為に風に乗った火の粉により延焼した

→「振袖火事」・・・20万人が焼死

ある金持ちが娘に仕立てた振袖着物を仕立てたが2・3日後に娘は死亡

古着屋に持ち込んだが、その振袖を買った家の娘も数日後に死亡・・・と

続いたために、お寺で供養して庭先で燃やしていたところ、強風にあおられ江戸が大火となった

- ・ 町火消：江戸時代の消防組織・・・いろは47組

⇒武家屋敷には「大名(城)火消」が組織されていたが、庶民の火事には知らんぷり

- ・ 連座制の廃止 →採用されなかった

- ・ 拷問の廃止 →当時は鼻そぎ・耳そぎ・入れ墨等をしていた

⇒出所した後も罪人だったことがわかるのを防ぎ、再生を促す

- ・ 江戸所払い、島流しを減らす

⇒島流し先の島の住民も困る

③大岡忠相の役職

- ・江戸幕府書院番 →山田奉行 →普請奉行 →江戸町奉行 →寺社奉行兼奏者番
 - ⇒寺社奉行は1万石以上の藩主の資格が必要 →4千石の旗本から藩主へ(三河西大平)
 - ※「足高の制」・・・吉宗は閉鎖的な身分制度にとらわれず合法的に採用する
 - 足高とは役職手当のようなもので役職に就いた際に在職中に限り、不足している石高を幕府が支給した
 - ※越前守⇒冠位 無位無官では天皇に会えない
 - 将軍が天皇に申請・・・守名乗り→天皇へ10万石を収める
- ・三河国の西大平の任地に屋敷を構えた →「御陣屋」：城以外の領主の拠点となる建物
- ・大岡は約20年間、奉行を務めた
 - ⇒吉宗が亡くなって、半年後に大岡も没す

④大岡裁きは本当？

- ・大岡は奉行（評定所の一員）として享保の改革の間、政策立案にあたった
 - ⇒町奉行所での白洲に一つ一つ入ることはできない
 - 時代劇のようなお裁きは行っておらず、庶民が喜ぶ政策を行っていたので
 - 人気があり、きっと大岡ならばこんなお裁きをしたらろうと講談などで語られた
 - 現代になって時代劇ドラマになった

3. 余談 長崎について

①「和華蘭文化(わからんぶんか)」

- ・長崎を表し、長崎は鎖国時代に日本で唯一西洋と交流が許されていた
 - 日本＋中華＋オランダを意味し、多様な文化的影響を受け入れた土地の歴史から形成された独自の文化
- ・「坂」が有名 →「オランダ坂」「記念坂」「ドンドン坂」・・・
- ・諏訪神社 →鎮西大社と称され、る長崎の総氏神様
- ・長崎三福寺 →長崎に創建された三つの唐寺の総称
 - 「崇福寺」「興福寺」「福濟寺」 ＋「聖福寺」・・・長崎四福寺
- ・思案橋 →丸山(遊郭)の入り口に位置し、渡って行くかどうか思案した・・・
- ・料亭「花月」 →坂本龍馬も出入りした歴史的な高級料亭：料亭の中に資料室あり
 - 卓袱料理で有名